

公益社団法人相模原市シルバー人材センターゴールド会員に関する規程

(平成26年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第5条第1項第1号に規定する「正会員」を「一般会員」と「ゴールド会員」に区分し、ゴールド会員に認定し、高齢者の福祉の増進及びセンターの円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ゴールド会員とは、センターの正会員の中の一般会員として7年以上在籍し、センターに功労があった者でセンターの事業運営に必要と認めて、理事長が承認し、理事会に報告した者とする。

(登録)

第3条 ゴールド会員として登録しようとする者は、所定の登録届を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長の承認後、理事長はゴールド会員に対して「ゴールド会員証」を交付するものとする。

(会費)

第4条 ゴールド会員は、一事業年度につき年額500円の会費を納入しなければならない。

(納入期限)

第5条 会費は毎年6月末日までに納入するものとする。ただし、年度の途中でゴールド会員になった者にかかる会費については、理事長の承認を得た後に速やかに納入するものとする。

2 一般会員からゴールド会員に登録した者の中で、当該年度の一般会員会費が納入済みである場合は、その年度のゴールド会員会費は納入しなくてよい。

3 年度の途中でゴールド会員を退会し、一般会員に登録した者で、当該年度のゴールド会員会費が納入済みである場合は、その年度の一般会費との差額を納入するものとする。

(ゴールド会員の権利義務と協力)

第6条 ゴールド会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

(1) 定時総会及び臨時総会の出席と議決権

(2) 就業活動以外（ただし、有償ボランティア活動を除く。）の各種センター事業への参加

(3) センター等から要請された活動の協力（シルバーボランティア、シルバー等まつり、センターPRパンフレット配布など）

(4) センター運営に対する意見や要望の提出

(5) ゴールド会員会費の納付

(退会)

第7条 ゴールド会員は、退会しようとするときは、定款第9条に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 ゴールド会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡又はセンターが解散したとき。

(2) 相模原市に居住しなくなったとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(除名)

第8条 除名については、定款第10条の規定による。

(会費等の不返還)

第9条 退会し、又は除名されたゴールド会員が、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、ゴールド会員に関し必要な事項はその都度理事会で定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

なお、施行以前に正会員であった会員については、その在籍年数を加算するものとする。

附 則

この規程は、平成28年8月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月18日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月17日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年8月31日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年12月17日から施行する。

